



感染防止対策設備を導入する事業者を支援します！ 五所川原市新型コロナウイルス感染症対策設備導入支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、店舗または事業所に対し、飛沫感染対策や換気対策設備等の導入に要する経費を補助します。

主な要件

- ▷令和3年4月30日以前に開業し、市内に店舗または事業所があり、事業を営んでいる方(県外に本店等を有する事業者は除く) など

主な対象業種(例)

小売業 / 保険業 / 不動産取引業 /
その他の物品賃貸業 / 専門サービス業 /
技術サービス業 / 宿泊業 / 飲食業 /
持ち帰り、配達サービス / 旅行業 /
洗濯、理容、美容、浴場業 / 療術業 /
フィットネスクラブ / その他の教育、学習
支援業

* その他、接客スペース等がある店舗または事業所が対象となります。

対象設備・補助率

- ▷令和2年4月1日以降に設置した次表の設備。
- ▷1つの店舗または事業所につき各対策1回まで(最大20万円)。
- ▷「飛沫感染対策」と「換気設備等」を同時に利用できます。工事請負費も対象になります(消費税および地方消費税は対象になりません)。

	飛沫感染対策	換気設備等
設 備	パーティション/ ビニールカーテン/ スクリーン など	空気清浄機(HEPA フィルター搭載)/ エアコン(換気機能 付)/換気設備/サ ーキュレーター/ CO ₂ センサー/自動 水栓
補助率	10/10 (上限10万円)	2/3 (上限10万円)

* 設置基準を満たさない場合や指定の機能がないものは補助金を交付できない場合があります。

申請期限

7月30日(金)まで

- ▷その他の要件や詳細については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。
- ▷申請様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工労政課、金木総合支所、市浦総合支所で配布しています。
- ▷新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所での相談および申請は予約制となっています。

問い合わせ・申請先…商工労政課 内線2552

業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労災保険給付の対象となります

新型コロナウイルス感染症について、感染経路が業務によることが明らかな場合や、感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合には、労災保険給付の対象となります。

受けられる労災保険給付には右記のものなどがあります。

- ▷療養補償給付(労災指定医療機関での治療など)
- ▷休業補償給付(療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合の給付)

* 相談は匿名でも承っていますので、まずはお相談ください。

問い合わせ・相談先

五所川原労働基準監督署 TEL35-2309

聴く

～市政情報～



市役所かわら版は市職員も出演し、市政情報をお伝えしています。

市役所かわら版放送時間

- ▷月～木曜日 7:52/12:40/17:35/18:00
- ▷金曜日 7:52/ 9:40/12:40/17:35
- ▷土曜日 9:00/12:00
- ▷日曜日 11:00/12:00

* 災害発生時には、状況や避難等の情報も放送します。

* 市政情報のほか、災害発生時にもラジオをご活用ください。